

3D 活用ものづくり体験「実習室」利用規約

1. 《本規約の目的と適用》

株式会社国際デザインセンター（以下「運営者」といいます。）は、3D 活用ものづくり体験「実習室」利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従い、3D 活用ものづくり体験「実習室」（以下「本事業」といいます。）を運営します。利用者は、本規約に同意のうえ、本事業を利用するものとします。

2. 《本事業》

本事業は、名古屋市の平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業（地域人づくり事業）「名古屋地域のクリエイティブ産業振興事業」の一環として開設します。

本事業にご参加いただく方々には事業趣旨をご理解いただき、処遇改善／雇用拡大についての目標（参加前）と成果（平成 27 年度 2 月下旬頃予定）に関するアンケートにご協力いただきます。

3. 《禁止事項》

運営者は、利用者による本事業の利用に際して、次に定める行為を禁止します。

- ・ 第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権、肖像権、パブリシティ権、人格権その他権利を侵害する行為
- ・ 法令（日本法に限る）に反する行為その他公序良俗に違反する行為
- ・ 本事業の提供を妨害する一切の行為
- ・ 本事業を、本事業のサービス提供目的とは異なる目的で使用する行為
- ・ その他運営者が不適切と判断する行為

4. 《利用者責任》

利用者は、利用者自身の責任において、本事業を利用するものとし、本事業を利用してなされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとします。利用者は、本事業の利用およびその結果により、運営者、利用者自身、第三者に対して損害が発生した場合、利用者の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとし、運営者は一切の責任を負いません。

運営者は、次のいずれかに該当する場合、利用者を受け付けないものとします。

- ・ 本規約に違反した場合
- ・ アンケートへの回答を拒否する、あるいは、虚偽の回答をした場合
- ・ 材料費の支払いを一度でも怠ったことがある場合
- ・ その他運営者が不適切と判断した場合

5. 《免責事項》

運営者は本事業が利用者の特定の目的に適合すること及び利用者が期待する品質、価値を有することを何ら保証するものではありません。また、本事業が、完全性、正確性、確実性、信頼性及び有用性等を有することを何ら保証するものではありません。

運営者と利用者との間の本事業の利用に関する契約が、消費者契約法の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、運営者の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において利用者が発生した損害が運営者の債務不履行又は不法行為に基づくときは、運営者は、利用者に対して直接かつ現実に生じた損害の賠償責任を負うものとします。ただし、運営者に故意又は重過失がある場合に限りません。

6. 《業務委託》

運営者は、本事業の業務の一部を、第三者に委託して行わせることができるものとし、利用者はこれにあらかじめ同意するものとします。

7. 《本規約の変更等》

運営者は、必要に応じて、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。変更後の本規約については、本サイト上に表示した時点で効力を生じるものとし、変更後に本事業を利用した場合は変更後の本規約に同意したものとみなします。

2014 年 10 月 制定